

公益社団法人日本食品衛生協会
食品衛生功労者および
食品衛生優良施設表彰候補者推薦基準

1. 食品衛生功労者

当年4月1日現在において1)の対象のいずれかに該当する者で、2)の食品衛生の向上に関するいずれかの功績が特に顕著であり、かつ他の模範とするにたる者であって、原則として、食品衛生の向上に関する功績により都道府県知事(指定都市にあっては市長)または日本食品衛生協会支部長から過去に表彰を受けている者であること。

ただし、過去において國の褒章または厚生労働大臣(厚生大臣)および日本食品衛生協会会长から食品衛生功労者として表彰されている者は除くこと。

1) 対象

- ① 食品関係営業者では、営業に従事した期間が10年以上あり、年齢が満45歳以上の者。
- ② 食品関係営業の従業員では、同施設に15年以上勤務し、年齢が満45歳以上の者。
- ③ 食品衛生協会組織の職員では、在職期間が15年以上で、年齢が満50歳以上の者。
- ④ 食品衛生協会事業に協力する食品関係団体の役員では、役員在籍が10年以上および年齢が満45歳以上の者。
- ⑤ 学識経験者(過去に食品衛生行政に従事した者を含む)では、関連学の専門家として20年以上(食品衛生行政20年以上)および年齢が満45歳以上の者。

2) 功績内容

- ① 食品衛生行政に積極的に協力するとともに、業界の指導および食品衛生協会組織の強化ならびに事業の推進に尽力し、食品衛生の向上に貢献した功績。
- ② 食品衛生指導員として地域または業界の指導を積極的に行い、食品衛生の向上に貢献した功績。
- ③ 食品衛生に関する発明、発見または研究等によって、食品衛生の向上に貢献した

功績。

ただし、①②に該当する功績内容にかかる役員として在職期間は、10年以上、食品衛生指導員としての在職期間は15年以上のいずれかであること。

3) 内申書は様式第1号を使用

2. 食品衛生優良施設

食品衛生法の対象である営業施設（地方公共団体の条例業種を含む）であって、当年4月1日現在において次の各号に該当し、原則として、その施設が衛生上優秀で他の模範とするにたるものとして都道府県知事(指定都市にあっては市長)または日本食品衛生協会支部長から過去に表彰を受けた施設であること。

ただし、過去において厚生労働大臣（厚生大臣）ならびに日本食品衛生協会会長から食品衛生優良施設として表彰された施設は除くこと。

ただし、代表者が変更となった場合は対象とすることができます。

1) 対象

- ① 表彰の対象となる施設において、建築後営業が開始されてから満5年以上経過しているものであること。
- ② 施設設備が衛生的であって、従業員の健康管理および食品衛生の教育が徹底しており、かつ施設の衛生管理が優秀であること。
- ③ 施設の過去2か年間における監視成績が平均91点以上であること。

2) 内申書は様式第2号を使用

3. 令和元年度食品衛生功労者および食品衛生優良施設表彰候補者の割当数については別表-1を参照。